

高知県犯罪被害者等支援事業費補助金の申請～交付の流れ

犯罪被害の発生

経済的な
負担

被害の程度

- ①死亡した場合
- ②負傷又は疾病を負った場合
- ③性犯罪を受けた場合
- ※②③加療条件等あり

損害賠償請求



支払がない

※消滅時効
期間10年

再提訴

時効中断の
ために

生活資金の補助

補限度額 死亡 30万円 (上限)
重傷病・性犯罪 10万円

補助内容等 心身の回復のために必要と認められる生活資金の一部を補助

○犯罪被害に遭った
ことで生じた費用

中期申請限 犯罪の被害に遭った日から
2年を超えていないこと

転居費用の補助

補限度額 20万円 (上限)

補助内容等 新たな住居への転居に要する費用の一部を補助

○引越し業者に
支払う費用

中期申請限 犯罪の被害に遭った日から
1年を超えていないこと

再提訴費用の補助

補限度額 32万円 (上限)

補助内容等 再度の民事訴訟の提起に要する費用の一部を補助

○裁判所に支払う
事務手数料

中期申請限 再提訴をした日から
2年を超えていないこと

相談
問合せ

情報提供 等

申請の支援

申請補助

申請

申請内容
の確認

高知県
(県民生活課)

面接相談

報告

調整会議
(必要に応じて)

連携

審査

交付決定

不交付決定

- ・補助金に関する説明
- ・申請に関する助言
- ・必要な書類の説明
- ・県への確認 等

こうち被害者
支援センター

- (面接相談で確認する事項)
- ①犯罪被害の状況
 - ②申請書の記載内容等の確認 (欠格事項等の確認)
 - ③他の公的支援制度等で支援されていないか 等

犯罪被害者等支援推進事業
として県からセンターへ委託

関係機関



- 個人情報の共有について同意のうえ
- 交付の妥当性について関係機関から意見をいただく
- 関係機関との連携 (支援のコーディネイト)